Ш

受け付け 児童 手当現 てい ます 況届

道からのお知らせ

国民年金保険料の

追 納制

度

を

児童手当を受給されている方

問い合わせ センター 子育てG

問い合わせ

※希望する方は、年金事務所

6月16日金11

時 13

時

婦

温泉ふれあいセンター 6月13日火11時~13 時…鷲別公民館 6月9日金·20日火

時:

が上乗せされます。

額に経過期間に応じた加算額

申し込みが必要です。

子育てに関する手当の制度を知っていますか

期

額が少なくなります。

そのため、これらの免除など

すので、

必ず提出してください 6月30日 金までに持

以降の手当が支給停止となりま

間中に提出がない場合、 末に書類を送付しています。

6月分

提出方法

参または郵送

(30日必着)

場合に比べ、

生納付特例制度の承認を受けた

保険料を全額納付した 将来受け取る年金

一料の免除や納付猶予、

る必要があります。

『児童手当現況届』 毎年6月1日から

を提出、

30日まで

受給されている方には、

5

中学校卒業前の子ども(15歳に到達 ●対 した以降最初の3月31日までの間に ある子ども)を養育している方

※免除などの承認を受けた年度

)出張受付を行います

10時

16

01中央町6丁目11 子育てグループ(〒05

から起算して3年度目以降に

追納する場合、

当時の保険料

という制度があります。

さかのぼって納付(全額または を受けてから10年以内であれば

することができる

『追納

- ※児童福祉施設などに入所している子どもを除 <。
- ●手当額 3歳未満の子ども…1人につき月
 - 額15,000円 3歳から小学生まで(第1、2子)
 - … 1 人につき月額10,000円 ・ 3歳から小学生まで(第3子以降)
 - … 1 人につき月額15,000円
 - 中学生… 1 人につき月額10,000円
- ※養育者の所得が所得制限額以上の場合は、子 ども一人につき月額5,000円。

特別児童扶養手当

- ●対 政令で定める程度の障がいがある20 歳未満の子どもを養育している方
- 重度の障がいがある子ども…1人 ●手当額 につき月額51,450円
 - 中度の障がいがある子ども…1人 につき月額34,270円
- ※養育者の所得が所得制限額以上の場合は、手 当が支給されません。

問い合わせ 子育てグループ(☎855634)

- 18歳に到達した以降最初の3月31日 ●対 までの間にある子どもを養育してい るひとり親家庭の方など
 - ※子どもが政令で定める程度の障が いがある場合は20歳未満の子ども。
- 手当額 月額42.290円
 - ※第2子は月額9,990円、第3子以 降は1人につき月額5,990円を加 算。
- ※養育者や同居親族など(養育者の父母、兄弟 など) の所得や養育費、公的年金等が所得制 限額以上の場合は、手当の全額または一部が 支給停止となります。

災害遺児手当

- ●対 • 自然災害や交通事故などにより父 や母を亡くしている小学生または 中学生を養育している方
 - 自然災害や交通事故などにより父 や母が重度の障がい状態にある小 学生または中学生を養育している 方
- 子ども1人につき月額10,000円 ● 手当額
- ※児童手当や児童扶養手当について、養育する子ど もの人数は、18歳に到達した以降最初の3月31日 までの間にある子どもを数えます。
- ※申請方法など、詳しくは問い合わせください。